第２号様式（第７条関係）　　東京二十三区清掃一部事務組合

工　事　等　希　望　票

年　　月　　日

商号又は名称 所在地 代表者 担当者	職　氏　名　　㊞ 電話番号 ＦＡＸ番号 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	東京電子自治体共同運営受付番号 （10 桁） 建設業許可番号 大臣・　　知事 （特・般　　）第　　号

希望する工事等	整理番号		件名			
	希望理由			業種		
				格付	等級	順位

※施行中の工事等（一部事務組合発注分）	契約番号 第　　号	件名 請負金額　　千円	工期	年　月　日 ～ 年　月　日
	契約番号 第　　号	件名 請負金額　　千円	工期	年　月　日 ～ 年　月　日

配置予定技術者	建設業法で定める監理技術者又は主任技術者のどちらか一方を記入	監理技術者氏名	交付番号（監理技術者資格者証） 第　　号
		主任技術者氏名	
	予定技術者の従事中工事の有無（○印で囲むこと）	有　・　無	
	「有」の場合は、必ず件名等を記入すること		
	件　名		
	発注者名		
	工　期	年　月　日～　年　月　日	

一部事務組合確認欄	
□監理技術者資格者証 □監理技術者講習修了証 □主任技術者雇用確認 健康保険被保険者証 住民税特別徴収額通知書	確認

注）1.押印は、実印、使用印等の届出印とします。　2.※欄は、必要に応じて記載してください。
3.その他、裏面の技術者に関する注意事項を参照してください。

備　考

技術者に関する注意事項

1　建設業法では、請負金額が 4,000 万円（建築一式工事の場合は、8,000 万円）以上となる場合は、**専任の主任技術者又は監理技術者を配置**しなければなりません。

なお、総額 4,500 万円（建築一式工事の場合は、7,000 万円）以上を下請契約して工事を施工する場合は、主任技術者にかえて「監理技術者」を配置しなければなりません。

また、技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要です。

2　１に係る雇用関係の期間は、希望票提出日前３か月以上とします。

3　配置予定技術者が監理技術者の場合は、**監理技術者資格者証の写し**及び**監理技術者講習（国土交通大臣登録講習実施機関の実施するもの）の修了履歴の写し**を添付してください。

4　配置予定の技術者が主任技術者の場合は、**雇用関係が確認できる書類**（健康保険被保険者証又は住民税特別徴収税額通知書の写し等）を添付してください。

5　営業所における専任の技術者を配置予定の技術者とすることは、原則としてできません。

6　所長等、代表者を配置予定の技術者とする場合は、**営業所における専任の技術者が確認できる書類（専任技術者証明書の写し等）を添付してください。**

7　その他、技術者の配置については、建設業法の規定を遵守してください。